

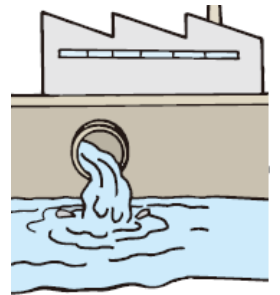
良好な水環境を維持するために

◆事業場での取り組み

- ① 亜鉛の排水基準を守りましょう。(水質汚濁防止法第 12 条第 1 項)

亜鉛の排水基準 2mg/L

※ 水質汚濁防止法の特定事業場のうち、1日あたりの平均的な排水量が50 m³以上の事業場に適用されています。



- ② 排出水の水質を定期的に測定しましょう。(水質汚濁防止法第 14 条第 1 項)
特定事業場は、原則1年に1回以上、排出水の汚染状態の測定が義務付けられています。
- ③ ノニルフェノール及びLASは、排水基準はありませんが、排水を適切に処理する、水生生物への影響の少ない代替品を使用するなど、環境中への排出の低減に努めましょう。
- ④ 排水処理施設の定期的な点検整備など、維持管理を適切に行いましょう。

◆家庭での取り組み

- ① 調理くずや油は排水と一緒に流さず、適正に処理しましょう。
- ② 洗濯や入浴などの際は洗剤を適量だけ使い、風呂の残り湯を洗濯に有効利用するなど、できるだけ汚れを川や海に流さないようにしましょう。
- ③ 地域の水環境保全活動に積極的に参加しましょう。



とやま川の見守り隊 隊員募集中!!

とやま川の見守り隊は、川にすむ生き物の観察などを通して身近な水辺への関心を高めることにより、地域に根差した水環境保全の取り組みを広げていく活動です。

県では、この活動を地域で率先して実施していただける方(例えば地域の子どもたちを引率して活動していただける方など)を隊員として募集しています。

詳しくは、県のホームページをご覧ください。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1706/kj00013309.html

活動事例はこちら

とやま名水ナビ「川のすこやかさを知ろう」
<http://www.pref.toyama.jp/sections/1706/mizuhozen/>

とやま名水ナビ 川のすこやかさ

検索

